

グローバル・スタートアップ・キャンパス構想の運営法人等について

2025 年 11 月 7 日

内閣官房グローバル・スタートアップ・キャンパス構想推進室長決定
内閣府科学技術・イノベーション推進事務局長決定

グローバル・スタートアップ・キャンパス（GSC）構想の中核となるフラッグシップ拠点の運営を担う運営法人の在り方等については、グローバル・スタートアップ・キャンパス構想基本方針（2024 年 8 月 29 日統合イノベーション戦略推進会議決定）¹に基づき、グローバル・スタートアップ・キャンパス構想に関する有識者会議での議論も踏まえ、以下のとおりとする。

1. 運営法人の役割

- GSC 構想は、国内外の大学・研究機関、研究者、スタートアップ、企業、ベンチャーキャピタル（VC）などが集積し、世界最高水準のイノベーション・エコシステムのハブの構築を目指す。
- 運営法人は、GSC 構想の中核となるフラッグシップ拠点を中心として、研究開発の成果を活用した事業の創出及び成長発展を促進するための環境を整備すること等により、我が国におけるイノベーション創出の活性化に寄与することを目的とする。このため、ディープテック分野²において、国内外の大学等の成果を基にした先端技術の実用化研究開発や事業化を支援するとともに、研究者、スタートアップの創業者、VC 等の支援者の交流の促進等を行う。

2. 運営法人の基本的な骨格

（1）法人の形態

- 研究者やスタートアップ、アクセラレーター、VC 等の国内外の民間事業者が主体となって研究開発の成果を活用した事業の創出及び成長発展を最適に行えるよう、その環境の整備を行う運営法人は、専門性や先見性を有しつつ、迅速な意思決定を柔軟かつ機動的に行うことができるような民間の組織とすることが適当である。
- 一方、多様なプレイヤーの相互交流を促進しつつ、我が国のイノベーション・

¹ グローバル・スタートアップ・キャンパス構想基本方針において「運営法人の具体的な形態としては、国が役員人事・予算等の運営に一定の関与を行う民間主体を念頭に、内閣官房（GSC 構想推進室。以下同じ）・内閣府において、関係省庁の協力を得ながら、必要な法制上の措置も含め具体化」とされている。

² 人工知能（AI）、バイオ等特定の自然科学分野での研究を通じて得られた科学的な発見に基づく技術であり、その事業化・社会実装を実現できれば、国や世界全体で取り組むべき経済社会課題の解決等、社会に大きなインパクトを与えられるような潜在力のある技術。

エコシステムのハブを構築する活動の公共性・公益性や中立性及びディープテック分野の振興³における国の役割の重要性等を踏まえると、科学技術・イノベーション政策の一端を担う位置付けを有することから、国が運営法人に一定の関与を行うことが適当である。

- このため、グローバル・スタンダードに基づく研究・イノベーション環境を構築すべく、国内外の民間事業者の優れた知見、経験を取り入れて活動ができるよう、業務執行の専門性・柔軟性・機動性を確保するとともに、国の政策との整合性の確保の観点から、特殊法人や独立行政法人等の形態ではなく、認可法人⁴の形態とすることが適当。運営法人は、事業を行うことによって得た利益を、株主に配分せず、公共性・公益性のある事業に活用していくことから、株式会社形態ではない認可法人とする。
- くわえて、国内外を問わず先端技術に関する研究開発を行う大学や企業等に対し、その成果を活用した事業の創出及び成長発展を促進するための環境整備を任務とし、フラッグシップ拠点を運営しながら、実用化研究開発への支援、事業化支援、人材育成等の業務を一気通貫で取り組める既存の法人は存在しないことから、新設することが必要である。
- 運営法人は、こうした環境整備を通じて、イノベーション創出の活性化に寄与する業務を実施していくことから、業務の実施等については、関連する事務を所掌する内閣府、文部科学省及び経済産業省の所管とする。

(2) 法人のガバナンス等

- 国の政策との整合性の確保の観点から、国は、理事長の任命、事業計画の認可などについてあらかじめ定められた法令に基づき関与を行う。なお、国の関与に当たっては、運営法人における意思決定の迅速さや業務の専門性・柔軟性・機動性に十分配慮することが必要である。
- 理事長は、業務執行の責任者で、理事は理事長を補佐して機構の業務を実施。また、理事長の意思決定を助け専門的助言を行う評議員会を設置する。
- 運営法人は先端技術に関する実用化研究開発及び事業化の活動を行うことから、国内外の優れた能力を持つ人材を採用することが可能となるような柔軟な給与体系を構築する。
- 運営法人は、公的資金に加え、民間資金を活用して運営することを想定しているが、それぞれの資金の性格も踏まえつつ、適切かつ最大限の効果を発揮で

³ ディープテック分野の研究開発に要する期間は長く、ハイリスク・ハイリターンと言われている。

⁴ 特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人（簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成 18 年法律第 47 号）第 42 条）。特殊法人や独立行政法人等と異なり、民間等の関係者が発起人となって自主的に設立され、その設立につき主務大臣の認可にかからしめているもの。

きるように、区分経理を行うこととする。

(3) 研究・イノベーション関係機関との連携

- 運営法人は、イノベーション・エコシステム構築のための環境整備を目的としていることから、各省のスタートアップ政策や国内外の大学・研究機関など関連機関との組織的な連携や協働を推進する。

3. 運営法人の業務

- 運営法人の主な業務は、フラッグシップ拠点を中心として、研究開発の成果を活用した事業の創出及び成長発展を促進するための環境を整備すること等を目的として以下の(1)～(4)を行う。実施に当たっては、運営法人が主体となって、適切なタイミングにて、各業務の具体化を行っていく。
- グローバル・スタートアップ・キャンパス構想先行的活動に関する実施方針(2025年6月10日内閣官房グローバル・スタートアップ・キャンパス構想推進室長決定)に基づき、現在、内閣府の運営の下、実績を有する国内外の外部機関(運営支援法人)に委託して先行的活動(①研究者・投資家等の集積に向けた国際研究、②事業化支援、③人材育成(フェローシップ))を行うこととなっている。
- 運営法人設立後、必要な措置が完了次第、上記の先行的活動の実施主体・契約主体を、可能な限り速やかに運営法人に移行し、引き続きこうした外部機関への委託を通じて各業務を実施していく。一定の期間が経過した定常期には、国内外の関連機関と連携しつつ、運営法人の業務目的達成のために最適な形態で業務を実施する。
- 各業務を行う際には、研究セキュリティの確保に関する取組を確実に行う。

(1) 実用化研究開発への支援

- ディープテック分野における基礎的な研究成果を有する、国内外の大学や研究機関等の研究者等に対して、実用化研究開発に対する助成や最先端の施設及び設備の提供を通じた支援を実施
- ディープテック分野における基礎的な研究成果を有する、国内外の大学や研究機関等の研究者等を招へい(雇用を含む。)して、実用化研究開発を実施
- 事業化に関心を持つ民間企業や投資家からのマーケットフィードバックを徹底するなど、研究開発段階から事業化支援を併せて実施

(2) 事業化支援

- 国内外の研究者やスタートアップを対象に、経営ノウハウの提供、仮説検証、市場調査、知財権利化等の支援、VC等とのネットワーキング機会の提供等を通じ

て、グローバル・スタンダードな事業化支援を実施

- 国内外のトップクラスの VC を繋ぐ結節点となるべく、国内外の VC への LP 投資を通じてネットワークを形成
- 研究者、スタートアップ、アクセラレーター及び VC 等への情報の提供、助言その他の技術的援助を通じて、これらの者の間の相互連携協力を促進

(3) 人材育成等

- 優れた若手研究者等の国内招へい及び海外派遣やディープテックの事業化に高い関心を有する人材の海外 VC 等への派遣を通じて、科学技術の素養を有する経営者（PhD-CEO）などエコシステム形成に必要な人材を育成
- 国内外の先端技術に関する研究開発、当該研究開発の成果を活用した事業活動及び当該事業活動に対する支援の動向に関する調査研究を実施

(4) コミュニティ形成

- 研究開発支援を通じて研究者のネットワークを形成するとともに、研究者、スタートアップ、VC 等の支援者の集積の場をつくり、交流を促進
- この際、国内外の大学・研究機関や大学発 VC、スタートアップ・エコシステム拠点都市やスタートアップに関心を有する民間企業とも連携。ネットワーク・イベントの開催等により交流を促し、フラッグシップ拠点の成果や先進的運営方法を全国に展開・拡大。

4. 運営法人の財務

- 国内外の企業、非営利法人や投資家、篤志家からの資金を集め、国の競争的研究費等も含めた多様な財源による運営を実施する。
- 具体的には、当初は造成された基金を財源に運営を開始し、中長期的には、国内外の企業・非営利法人や投資家、篤志家からの資金を集め、政府の競争的研究費等も含めた多様な財源による運営を行うこととしている。
- 運営法人は、研究者や企業のイノベーションの創出に向けて柔軟な運営をすることが必要であり、民間ニーズや先行的活動の取組状況など、状況の変化に即して、不断の見直しを行いながら運営する。

5. フラッグシップ拠点

- 我が国のディープテック分野の研究・イノベーション拠点⁵として、国内外の

⁵ 国内外の優れた人材や投資を呼び込むとともに、世界で活躍できるスタートアップ、起業家人材等を輩出する「世界につなぐゲートウェイ」の役割を担う。

大学・研究機関、研究者、スタートアップ、企業、アクセラレーター、VC 等が物理的に集積し、相互に交流しつつ、ディープテック分野の実用化研究開発から事業化・人材育成を通じて、世界で活躍するスタートアップの創出・成長を目指すものである。

- このため、国内外の優れた研究者やスタートアップ等が集まり、基礎的な研究開発成果を基にした、事業化に向けた PoC（Proof of Concept：概念実証）のための試作やスケールアップ等に必要な研究ラボ（ウェット・ドライ）や最先端の共用研究設備に加え、国内外の大学・研究機関、研究者、スタートアップ、企業、アクセラレーター、VC 等が入居可能なオフィスや相互交流するためのイベント・コミュニケーションスペース等の機能を整備する。
- 運営法人が、この拠点を運営しつつ、業務を実施していく上で、
 - ・ 国は国有財産の所有者として適切な事業運営を確保するとともに、
 - ・ 運営法人は、経営基盤の確保を図りつつ、安定的かつ確実に事業を行う観点から、国有財産（土地及び建物）を無償貸与する。
- 土地については、国内外の優れた研究者・スタートアップ・VC 等が集積し、多様な主体と連携しつつ、先端技術に関する実用化研究開発及び事業化を行うのに相応しい場所である必要がある。このため、
 - ・ イノベーションの創出に関わる多様な主体が集積し、スタートアップ創出の素地が整っている都市部へのアクセスが容易であること
 - ・ 「若者が集まる場所」として海外の知名度が高く、また、空港からのアクセスも容易で、海外人材を集めやすいこと
 - ・ 機能を充たす施設を建設するために十分な面積を確保できること等の観点を踏まえ、渋谷区及び目黒区の国有地を活用する。
- 建物については、民間ノウハウや資金の最大限活用を基本としつつ、世界最高水準の利便性、様々な出会いや交流を促進する創造性、ディープテックの様々な分野や多様なスタートアップの規模に対応可能な柔軟性などを兼ね備えた建物を、世界の研究・インキュベーション施設での知見を組み入れつつ、整備・運営する。
- 周辺地域・隣接する研究所との地域的連携を推進する。

以 上